

伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第40号

伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(9) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第6条第4項第1号中「人」を「個人」に改める。

第9条第1項中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用及び提供の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務の目的以外に利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務の目的以外に利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を他の実施機関又は実施機関以外の者に提供してはならない。

第13条第2項中「の法定代理人」の次に「(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を、「認める者」の次に「(特定個人情報の場合を除く。)」を加え、同条第3項中「自己情報」の次に「(特定個人情報を除く。)」を加える。

第15条第1項第4号、第5号イ及び第7号ただし書中「人」を「個人」に改める。

第18条の見出し、第23条及び第31条第1項中「個人情報」を「自己情報」に改める。

第32条の見出し中「個人情報の提供先等」を「自己情報の提供先」に改め、同条中「個人情報」を「自己情報」に改める。

第33条第1項中「により自己情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第2項中「自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)」及び「(以下「利用停止請求」という。)」を削り、同条第3項中「利用停止請求」を「第1項の規定による請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用停止請求)

第33条の2 この条例の規定により特定個人情報の開示を受けた者は、当該特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第6条の規定に違反して収集されたとき、第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第9条の2第3項の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

第34条中「利用停止請求が」を「前2条に係る自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)が」に、「個人情報の」を「自己情報の」に改める。

第 4 1 条第 4 項中「自己情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第 4 5 条第 1 項中「第 2 章第 1 節」を「前章第 1 節」に改め、同条第 4 項中「第 2 章第 2 節」を「前章第 2 節」に、「第 4 章」を「次章」に、

「

第 3 3 条第 1 項各号列記以外の部分	実施機関	指定実施機関
-----------------------	------	--------

を

」

「

第 3 3 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 3 3 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分	実施機関	指定実施機関
--	------	--------

に、

」

「

第 3 3 条第 1 項第 2 号	第 9 条	第 4 5 条第 1 項において読み替えて準用する第 9 条
-------------------	-------	--------------------------------

を

」

「

第 3 3 条第 1 項第 2 号	第 9 条	第 4 5 条第 1 項において読み替えて準用する第 9 条
第 3 3 条の 2 第 1 項第 1 号	第 6 条	第 4 5 条第 1 項において読み替えて準用する第 6 条

に

」

改め、同条第 5 項中「第 2 章第 2 節」を「前章第 2 節」に、「第 4 章」を「次章」に改める。

第 2 条 伊勢崎市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(10) 情報提供等記録 番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第 9 条の 2 第 2 項中「、特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第 2 1 条第 1 項及び第 3 1 条第 1 項中「自己情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第 3 2 条中「基づく自己情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第 3 2 条の 2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 1 9 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

第 3 3 条の 2 第 1 項中「により特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第 4 5 条第 4 項中

「

第 3 2 条	訂正の実施をした	訂正を指定管理者に行わせた	を
---------	----------	---------------	---

」

「

第 3 2 条及び第 3 2 条の 2	訂正の実施をした	訂正を指定管理者に行わせた	に
------------------------	----------	---------------	---

」

改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 2 7 年 1 0 月 5 日から、第 2 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

伊勢崎市職員の再任用に関する条例及び伊勢崎市職員退職手当支給条例の一

部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 30 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 41 号

伊勢崎市職員の再任用に関する条例及び伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊勢崎市職員の再任用に関する条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

(伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 2 条 伊勢崎市職員退職手当支給条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 84 条第 2 項」を「厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 47 条第 2 項」に改める。

附則第 12 項中「第 63 条第 2 項」を「第 50 条の 10 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中伊勢崎市職員退職手当支給条例附則第 12 項の改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 30 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第42号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1中32の項を33の項とし、13の項から31の項までを1項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項の通知カードの再交付	1枚につき500円
---	-----------

第2条 伊勢崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中12の項を削り、13の項を12の項とし、同項の次に次のように加える。

13 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第8項の個人番号カードの再交付	1枚につき800円
---	-----------

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

伊勢崎市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第43号

伊勢崎市斎場条例の一部を改正する条例

伊勢崎市斎場条例（平成17年伊勢崎市条例第110号）の一部を次のよう

に改正する。

別表伊勢崎市いせさき聖苑の表待合室の項中「第1洋室」を「第1待合室」に、「第2和室」を「第2待合室」に、「第3和室」を「第3待合室」に、「第4和室」を「第4待合室」に、「第5和室」を「第5待合室」に、「第6洋室」を「第6待合室」に改める。

附 則

この条例は、平成27年11月6日から施行する。

伊勢崎市障害者就労・自立支援施設条例をここに公布する。

平成27年9月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第44号

伊勢崎市障害者就労・自立支援施設条例

(設置)

第1条 障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）が、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援並びに自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うことにより、障害者の自立及び福祉の増進を図ることを目的として、障害者就労・自立支援施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 障害者就労・自立支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊勢崎市障害者就労・自立支援施設

位置 伊勢崎市西久保町一丁目50番地1

(事業)

第3条 伊勢崎市障害者就労・自立支援施設（以下「支援施設」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第5条第12項に規定する自立訓練（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の7第2号に規定する自立訓練（生活訓練）に限る。）に関する事業
- (2) 法第5条第13項に規定する就労移行支援に関する事業
- (3) 法第5条第14項に規定する就労継続支援（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。）に関する事業
（指定管理者による管理）

第4条 支援施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうちから市長が指定管理者にこれを行わせるものとする。

2 前項の指定管理者は、支援施設の管理の業務を行うに当たっては、関係法令、条例及びこの条例を遵守するとともに、支援施設の設置目的に従い最も効果的な管理運営に努め、支援施設を利用する障害者に対し良質なサービスを提供しなければならない。

（指定管理者の指定の手続等）

第5条 前条の指定管理者を指定する手続等については、伊勢崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第58号）の規定による。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 支援施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援施設の管理に関し市長が必要と認める業務

（指定管理者の管理の期間）

第7条 指定管理者が支援施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

（開所時間）

第8条 支援施設の開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（休所日）

第9条 支援施設の休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（事業の利用者）

第10条 第3条各号に掲げる事業を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 法第22条第8項の障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者

(2) 法第20条第1項の申請をした者で、法第19条第1項の支給決定を受けられるまでの間に支援施設を利用することについて、緊急その他やむを得ない理由を有すると市長が認めたもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた者

（入館の制限）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支援施設への入館を拒否し、又は支援施設からの退館を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑を及ぼし、又は危険を及ぼすおそれがある者

(2) その他指定管理者が管理上支障があると認める者

（使用料）

第12条 利用者は、第3条各号に掲げる事業の提供を受けたときは、次に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 第10条第1号に規定する者 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第10条第2号及び第3号に規定する者 前号の規定により算定した額に相当する額

2 前項の場合において、法第29条の規定による訓練等給付費又は法第30条の規定による特例訓練等給付費が支給されるときは、同項の規定による使用料の額から当該訓練等給付費又は特例訓練等給付費の額を控除した額を納付するものとする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(伊勢崎市地域ふくし館うえはす条例の廃止)

2 伊勢崎市地域ふくし館うえはす条例（平成17年伊勢崎市条例第142号）は、廃止する。

(準備行為)

3 第5条の規定による指定管理者の指定の手續等の準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(管理の期間の特例)

4 第7条の規定による支援施設に係る最初の指定管理者の管理の期間は、同条の規定にかかわらず、平成28年7月1日から平成33年3月31日までとする。